

中核的労働要求事項に関する方針表明

日本紙工株式会社は、いかなる児童労働、強制労働、児童の搾取を容認しません。

私たちは、労働者の公正かつ公平な待遇を支援するというコミットメントの一環として、結社の自由と団体交渉を支持します。

- 児童労働の禁止

私たちは、18歳未満の者に、承認された国内法令及び規制内での訓練を目的とする場合を除き、危険な作業または重労働に雇用いたしません。

- 強制労働の禁止

私たちは、あらゆる形態での強制労働を排除いたします。

雇用関係は、自発的かつ相互合意に基づいており、罰則の脅威はありません。

- 雇用及び職業における差別の撤廃

私たちは、雇用及び職業において差別を行いません。

- 結社の自由と団体交渉権の尊重

私たちは、結社の自由及び団体交渉権を尊重いたします。

2022年1月31日制定

2023年3月20日改定

日本紙工株式会社
代表取締役 林 重衛